

平成 2 1 年さいたま市議会 2 月定例会提出議案一覧

合計 6 3 件 (予算議案 4 2 件・条例議案 1 4 件・一般議案 5 件・道路議案 2 件)

予算議案

議案第 1 号 ~ 議案第 2 1 号

(内容)

- ・ 平成 2 0 年度さいたま市一般会計補正予算 2 件
- ・ 平成 2 0 年度さいたま市特別会計補正予算 1 6 件
- ・ 平成 2 0 年度さいたま市病院事業会計補正予算 1 件
- ・ 平成 2 0 年度さいたま市下水道事業会計補正予算 2 件

議案第 2 2 号 ~ 議案第 4 2 号

(内容)

- ・ 平成 2 1 年度さいたま市一般会計予算 1 件
- ・ 平成 2 1 年度さいたま市特別会計予算 1 7 件
- ・ 平成 2 1 年度さいたま市水道事業会計予算 1 件
- ・ 平成 2 1 年度さいたま市病院事業会計予算 1 件
- ・ 平成 2 1 年度さいたま市下水道事業会計予算 1 件

条例議案

議案第 4 3 号 さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局市民部市政推進課)

さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業の完了に伴い、当該土地区画整理事業の換地処分公告及び町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成 2 1 年 1 月 1 0 日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市区の設置等に関する条例の一部改正
 - ・ 別表中見沼区の区域に「春岡 1 丁目から春岡 3 丁目まで」を加えるもの。
- 2 さいたま市立学校設置条例の一部改正
 - ・ さいたま市春岡小学校の位置の表示を「大字深作 4 3 3 8 番地 2 」から「春岡 2 丁目 2 9 番地 1 」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 4 4 号 さいたま市統計調査条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局総務部市政情報課)

統計法の全部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - (1) 条例で引用している法令番号等を改めるもの。
 - (2) 「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改めるもの。

(施行期日) 平成 2 1 年 4 月 1 日

議案第 4 5 号 さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局総務部市政情報課)

情報化の進展等に対応するため、行政情報の公開の実施方法を改め、その他所要の改正を行うもの。

(内容)

・ さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部改正

(1) 行政情報の定義の見直し

・ 「磁気テープ、磁気ディスク」を「電磁的記録」に改めるもの。

(2) 公開の実施方法の見直し

ア フィルムとマイクロフィルムの区別を統一し、公開の実施方法を閲覧、視聴又は写しの交付とするもの。

イ 電磁的記録の公開の実施方法について、規則に委任するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 4 6 号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

平成 2 0 年さいたま市人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 勤務時間の短縮

・ 職員の勤務時間を 1 週間当たり 4 0 時間から 3 8 時間 4 5 分に短縮するもの。

2 勤務時間の割振りの短縮

・ 職員の 1 日の勤務時間の割振りを 8 時間から 7 時間 4 5 分に短縮するもの。

3 休息時間の廃止

・ 休息時間を廃止するもの。

4 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

・ 1 週間当たりの勤務時間の短縮に合わせて、育児短時間勤務に係る勤務時間を短縮するもの。

(施行期日) 平成 2 1 年 4 月 1 日

議案第 4 7 号 さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

産科医師、看護師等の処遇改善及び感染症、食品衛生等に関する検査に係る特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 防疫等業務手当の支給対象職員の追加

・ 防疫等業務手当を支給する職員に感染症等の病原体に汚染された検体等の試験、検査等の業務に従事した職員を加え、支給限度額を 1 日につき 1 5 0 円とするもの。

2 試験、検査等の業務に係る手当の統合等

- (1) と畜検査業務手当、環境調査業務手当及び放射線取扱業務手当を統合し、手当の名称を試験、検査等業務手当とするもの。
- (2) 試験、検査等業務手当を支給する職員に有機溶剤を使用した試験、検査等の業務に従事した職員を加え、支給限度額を1日につき150円とするもの。

3 夜間看護業務手当の増額

- ・ 夜間看護業務手当の支給限度額を1回につき6,600円から7,200円に引き上げるもの。

4 分べんに係る手当の拡充

- (1) ハイリスク分べん業務手当の名称を分べん業務手当とし、リスクの高い分べん以外の分べんに係る業務に従事した医師についても支給対象とするもの。
- (2) リスクの高い分べん以外の分べんに係る業務について、手当の支給限度額を1件につき1万円とするもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第48号 さいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・都市局都心整備部浦和駅周辺まちづくり事務所)

浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業の主な事業である再開発ビルが昨年度に竣工し、その他の事業が今年度に終了することとなったため、さいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第49号 さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例等を廃止する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部大宮北部まちづくり事務所)

平成18年9月15日付けで北部拠点宮原土地区画整理事業の換地処分の公告があり、その事業資金に充てていた地域開発事業債の償還も完了し、全ての事業が終了したため、さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例等を廃止するもの。

(内容)

- ・ 条例の廃止

- (1) さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業特別会計条例を廃止するもの。
- (2) さいたま市都市計画事業北部拠点宮原土地区画整理事業施行規程を廃止するもの。
- (3) さいたま市北部拠点宮原土地区画整理事業基金条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成21年4月1日(③については、平成21年3月27日)

議案第50号 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健所保健総務課)

薬事法及び薬事法施行令の一部改正により、医薬品の販売業の許可制度が見直されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の削除
- ・ 医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に関する審査等の手数料の規定を削るもの。

(施行期日) 平成21年6月1日

議案第51号 さいたま市庁舎整備基金条例の制定について

(所管課所・政策局政策企画部企画調整課)

本庁舎又は区役所庁舎の整備に係る資金を積み立てるため、さいたま市庁舎整備基金条例を設置するもの。

(内容)

1 積立て

- ・ 基金として積み立てる額は、予算で定める額とするもの。

2 繰替運用

- ・ 財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。

3 処分

- ・ 基金は、庁舎整備事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第52号 さいたま市病院整備基金条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部病院建設準備室)

平成21年3月にさいたま市民医療センターが開院されることに伴い、本年度をもってさいたま市民医療センター整備事業が終了し、さいたま市病院整備基金条例の設置目的が達成されるため、同条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成21年3月27日

議案第53号 さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部教職員課)

学校教育法の一部改正により、学校に新たな職として主幹教諭を置くことができるようになるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

- ・ 教育職員の定義に主幹教諭を加えるもの。

2 さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ・ 教育職員の定義に主幹教諭を加えるもの。

3 さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正

- ・ 教職員の定義に主幹教諭を加えるもの。

4 さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・ 教育職員の定義に主幹教諭を加えるもの。

5 さいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

- ・ 教育職員の定義に主幹教諭を加えるもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第54号 さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所)

大宮区役所下町庁舎の敷地の一部を売却することにより、使用ができなくなる庁舎内に設置されている土地区画整理事業の事務所を移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程の一部改正
 - ・ 大宮駅西口第四土地区画整理事業の事務所の所在地について、現在の「下町3丁目8番地3」を「大門町3丁目1番地」に改めるもの。
- 2 さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程の一部改正
 - ・ 深作西部土地区画整理事業の事務所の所在地について、現在の「下町3丁目8番地3」を「大門町3丁目1番地」に改めるもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第55号 さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 占用料の額の改定
 - ・ 占用料の見直しに伴い、その額を変更するもの。
- 2 占用物件の追加
 - ・ 応急仮設建築物について、占用料を徴収できるよう条例に追加するもの。
- 3 規定の整備
 - ・ 条例で引用している道路法施行令「第7条第8号」を「第7条第9号」に改めるもの。

(施行期日) 平成21年4月1日(3については、公布の日)

議案第56号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 適用区域の追加
 - ・ 新たに都市計画決定された地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)を建築物の制限に関する条例の適用区域として追加するもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

一般議案

議案第57号 財産の取得について（抗インフルエンザウイルス薬）

（所管課所・保健福祉局保健部健康増進課）

抗インフルエンザウイルス薬を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
抗インフルエンザウイルス薬 270万カプセル
- 2 取得先
中外製薬株式会社営業本部
- 3 取得額
6億3,560万7,000円

議案第58号 裁判上の和解について

（所管課所・都市局まちづくり推進部まちづくり総務課）

平成6年10月18日、原告（個人）の父と旧岩槻市により締結された覚書に基づき、原告両名が所有する立体駐車場及びその敷地の売買代金の請求訴訟に対し、裁判上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるもの。

（内容）

- 1 和解の内容
 - (1) 被告は、原告（個人）より、土地（さいたま市岩槻区本町3丁目2870番2ほか5筆1,163.03平方メートル）を1億2,875万1,004円で購入する。
 - (2) 被告は、原告（法人）より、土地（さいたま市岩槻区本町3丁目2870番5 169.29平方メートル）を1,874万6,996円で、同土地ほか3筆上に所在する建物（総床面積6,312.39平方メートル）を1億1,812万7,100円で購入する。
 - (3) 被告は、上記の土地及び建物の購入に関して発生する損失に対し、利害関係人（法人）へ262万5,000円を支払う。
 - (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第59号 全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

（所管課所・財政局財政部財政課）

岡山市が政令指定都市に移行することに伴い、全国自治宝くじ事務協議会に加入すること及び同協議会の規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の6の規定により議決を求めるもの。

議案第60号 さいたま市と春日部市との間のし尿処理に関する事務の委託の廃止について

（所管課所・環境局環境共生部廃棄物政策課）

地方自治法第252条の14第2項の規定により、平成21年3月31日をもってさいたま市岩槻区のし尿処理に関する事務の春日部市への委託を廃止することについて、同条第3項で

準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により議決を求めるもの。

議案第 6 1 号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局改革推進室)

包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の目的
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成 2 1 年 4 月 1 日
- 3 契約金額
1 , 9 0 0 万円を上限とする額
- 4 契約の相手方
江口 俊治

道路議案

議案第 6 2 号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	3 路線	
開発	3 路線	計 6 路線

議案第 6 3 号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	3 路線	
開発	0 路線	計 3 路線